

ブロック塀等の安全確保を推進する 災害時の重要な避難路等について

耐震改修促進計画中「第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「7 地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

1 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路として松山市地域防災計画において指定されている緊急輸送道路。

2 主要避難路

松山市地域防災計画において指定されている主要避難路及び住宅や事業所等から指定緊急避難場所又は指定避難所等へ至る不特定多数の者が通行する道。

3 通学路

教育委員会が、児童の通学の安全確保のために指定している道路又は児童・生徒が、通学のために利用している通路等。